

平成27年2月10日（火）

於・農林水産省本館7階 第3特別会議室

## 第5回

保護林制度等に関する有識者会議

議事速記録

林 野 庁

午後4時00分 開会

○高塚経営企画課課長補佐 定刻になりましたので、ただいまから第5回保護林制度等に関する有識者会議を開催いたします。

本日は皆様大変お忙しい中、また遠方からもご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます経営企画課課長補佐の高塚と申します。よろしくお願いいたします。

開催に先立ちまして、黒川国有林野部長から一言ご挨拶申し上げます。

○黒川国有林野部長 本日はお忙しいところ、各委員の皆様方にはお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。また、委員の皆様方には日ごろから国有林の管理・経営に対しましてご指導、またご支援をいただいておりますことを、この場をかりて御礼を申し上げたいと思います。

本日の会議、第5回目でございますけれども、平成元年に保護林制度を見直してから四半世紀余りがたったわけでございます。この間に生物多様性の保全に関する科学的な知見ですとか、あるいは保護地域の管理手法、こういったものについてもいろいろと進展、進歩が見られたところでございます。こういった状況の変化に対しまして今日的な課題を整理し、今後の新たな保護林制度についてご提言をいただくということで、委員の皆様方にはお集まりいただきてきたわけでございますが、この5回にわたりまして、様々な観点からご議論、ご意見をいただいていたところでございます。この間のご熱心な議論に対しまして御礼を申し上げたいと思います。

本日は今までいただいたご意見、ご議論を集大成いたしまして、ご提言という形でご報告をいただければと思っているところでございます。私どもといたしましては、いただいたご報告を踏まえて、今後の保護林行政を進めていく上で対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は限られた時間でございますけれども、委員の皆様方からは忌憚のないご意見をいただきまして、本日の所期の目的が達せられますことをご期待しているところでございますので、どうかよろしくお願いいたします。

引き続き国有林、また保護林制度、そういったものに関して皆様方からのご支援をいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○高塚経営企画課課長補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。不備がありま

したらお申しつけください。

お手元にごございます資料の上から順番に、まず議事次第の1枚紙、2枚目に配付資料、3枚目にこの会議の委員名簿、林野庁関係者名簿、一番下に「保護林制度等に関する有識者会議報告（案）」がごございます。

それから、委員の皆様のお手元には会議の参考資料として、これまでの会議資料を綴ったドッチファイルをお配りしておりますので、参考にしていただければと存じます。

本会議の資料、それから議事概要、議事録は、後日、農林水産省のホームページにおいて公表いたします。

それでは米田座長、よろしく願いいたします。

○米田座長 米田です。よろしく願いします。

今日は17時30分まで、1時間半あります。今、部長から話がありましたように今日は最後のまとめの段階で、これまで4回、いろいろな観点から話してきたこと、大事な点が報告書案から抜けていないかどうか、その辺をしっかりと確認しながら進めていきたいと思っております。比較的時間がありますので、皆様方から十分にご意見等いただけると思われますので、ご協力をお願いします。

それでは、今回の進め方について事務局からご説明をお願いいたします。

○高塚経営企画課課長補佐 お手元の議事次第に沿って進めていただければと思っております。まずは事務局より一番下にごございます資料、「保護林制度等に関する有識者会議報告（案）」をご説明します。その後、資料を1枚めくっていただきますと、この資料は1と2の2つに分けて構成しております。最初に1、保護林制度に関する提言、次に2、保護林の管理手法に関する提言と、分けてご議論いただくという流れにしてはいかがかと思っております。

○米田座長 今、事務局からそのような形で進めたいということでしたが、そのような形で進行してよろしいでしょうか。

（異議なし）

○米田座長 それでは、事務局より「保護林制度等に関する有識者会議報告（案）」の説明をお願いします。

○石澤国有林野生態系保全室長 報告案についてご説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、目次、そして「はじめに」でごございます。

前回、議論経過の整理をしたものから、報告書の形に構成ですとか文言を変更、修正し

ております。できるだけ平易な表現を心がけたところがございます。また、構成の部分ですが、歴史、成果は参考として後ろのほうに回してございます。本体の後に参考1として保護林の歴史、参考2は、この会議についての経緯等を記入したものでございます。

報告書の形ということで、「はじめに」をつけ加えさせていただいております。

それでは、「はじめに」から順に読み上げてご説明させていただきます。

はじめに。

平成元年の保護林制度の改正から四半世紀が経過した。この間、生物多様性保全に関する科学的知見や保護地域の管理手法は大きく進歩するとともに、保護地域に関する国際的な目標や基準が設定されるなど、保護林制度をめぐる状況は大きく変化した。

保護林制度等に関する有識者会議（以下「本会議」という。）は、これら状況の変化を受けて、保護林の設定状況や保全管理状況における課題等を点検整理するため、林野庁長官の依頼により、平成26年6月以降5回にわたり開催され、議論と検討を重ねてきた。

本報告書は、本会議での議論と検討を踏まえ、今後の保護林制度のあり方について基本となる指針を提言するものである。

本報告書における提言が今後の保護林制度に反映されることを期待する。

このように「はじめに」を整理させていただきました。

以下、1、そして2として制度そのもの、管理手法に関する提言ということで記述いたしました。

4回目までの議論の中で、前回の資料から特に大きく、保護林区分の再構築のところは具体的な形で方向性を書けというご指示がございましたので、そういう形に直してございます。

1、保護林制度に関する提言。

（1）保護林区分の再構築。

平成元年の保護林制度改正により、保護林は7区分となった。この中には、森林生態系保護地域と森林生物遺伝資源保存林のように、面積規模や管理手法が似ているため互いの違いがわかりにくいものや、多様な国有林管理が行われるようになってきたため保護林としての存在意義が薄れつつある郷土の森も含まれる。また、大規模な植物群落保護林や特定地理等保護林を森林生態系保護地域の代替として機能させている事例があることなど、保護林の区分及び実際の設定箇所や管理手法が必ずしも適切でない場合もある。さらに、小さくとも地域特有の森林生態系（ローカルホットスポット）の保全、持続性に問題のあ

る危機的な個体群の保全など、保護林に対する新たな課題への対応が求められるようになってきた。

このような様々な課題に対応できる保護林制度とするため、保護林区分は、森林生態系や個体群の持続性に着目した、わかりやすく効果的な区分に再構築することが望ましい。具体的には、①我が国の気候帯を代表する原生的な森林、②地域固有の森林生態系を有する森林、③希少な野生生物の生育・生息に必要な森林、に区分することが考えられる。なお、これらの区分以外でも、保護林区分を設ける必要がある場合は、他の制度との兼ね合いを勘案しながら、必要に応じて検討することが望ましい。

再構築に際しては、人為による積極的な管理を含む、保護林の価値や持続性を向上させるための新たな管理の考え方について検討することが望ましい。具体的には、特異な書き（草地、湿地、高山帯、岩石等）を保護林として保全する考え方、野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保全する考え方、個体群の生育・生息に必要な面積を確保する考え方などである。

ここにおきまして3つ具体的な形に分け、またその他、必要に応じて検討する部分を記載いたしました。これまでの議論では、こういう考え方になじまないもの、それから極小であるものなど保護林から外れるようなものがございました。こういった保護林の制度とは別になるようなものについては本報告には入れておりませんが、これまでの議論にありましたとおり、その内容に応じまして他制度への移行、活用、施業上の配慮、そしてそれらを委員会によりチェックする等の対応を進めていきたいと思っております。この中では長くなるということで、外れるものについてはあえて記載しておりません。

※1：個体群についてのただし書きでございます。

一定の時間と空間内に生活する同種からなる個体の集まり。

※2：特異な環境（草地、湿地、高山帯、岩石等）を保護林として保全する考え方。

希少な野生生物の生育・生息地となっている等、地域の生物多様性にとってかけがえのない存在と考えられる草地、湿地、高山帯、岩石等については、成立原因を見極めた上で、必要な場合には人為を加えながら保護林として適切に管理すること。

※3：野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保全する考え方。

目的とする野生生物の消失が懸念される危機的な保護林（危機保護林）については、危機保護林を中心に、例えば、周囲に点在する遺伝的な関係性を持つ小規模な個体群や今後更新が見込まれる更新適地等を同一の保護林として設定することにより、適切に管理する

こと。

次に、(2) 復元の考え方の導入でございます。

ここは前回の資料では「温帯性針葉樹林の保護」と記載していたところでございますが、前回のご意見等に基づきまして、内容そのものは大きく変わっているわけではありませんけれども、この項目については「復元の考え方」ということで、前々回のものに戻しております。

現在の保護林の管理は、貴重な森林生態系に対し人為を加えず自然の推移に委ねる「保存 (Preservation)」や、現状を維持する「保護 (Protection)」を原則としており、失われた森林生態系を「復元 (Restoration)」することは想定していない。しかし、保護林の中には、人為の影響を受けて成立した森林、また、孤立化等のため、自立的復元力を失った森林も存在する。これら実態を踏まえ、保護林制度に復元の考え方を導入し、保護林管理における質の向上に取り組むことが望ましい。

復元に当たっては、目標林型を明確にし、復元プロセスを科学的知見に基づき進める必要がある。復元の技術的手法を模索しながら取り組む必要があるため、専門家の意見を踏まえつつ、復元に取り組む者や利害関係者を中心とする地域関係者による丁寧な合意形成が求められる。

また復元は、天然更新を通じて行われることが基本であるため、保護林として指定する地域内に種子の供給源となる天然林がまとまって存在しており、復元を進めて行くべき森林とひとまとまりの保護林として管理することが望ましい。

復元の考え方を導入する保護林の対象としては、世界的な価値を有し、天然更新が困難な温帯性針葉樹林を最優先とすべきである。木曾ヒノキ等の温帯性針葉樹林は分布が局限されており、世界的な価値を有する一方で、伝統的建築物などの素材として古くから利用されてきた結果、本来の樹種構成などが変化していると考えられている。近年の温帯性針葉樹林に対する国民の関心の高まりを背景に、中部翰林管理局では、平成25年度から、積極的な人為を加えつつ元の森林生態系に復元する箇所を包含した保護地域の検討を行っている。

なお、復元により蓄積される森林施業の技術は貴重な知見となるため、民有林における多様な森林づくりにも普及し、地域の振興に寄与することになると考えられる。

(3) 気候変動など新たな脅威への対応。

I P C C (気候変動に関する政府間パネル : Intergovernmental Panel on Climate

Change) 第5次評価報告書によれば、世界平均地上気温は、1880年から2012年までの間に0.85度上昇しており、今世紀末には2.6度から4.8度上昇する可能性が指摘されている。高山帯や亜高山帯などのごく限られた環境に生育する植物については、気候変動のスピードについて行けず、生息地のさらなる縮小や絶滅に向かう可能性が懸念されている。

このため、モニタリング等により保護林の変化を把握した上で、環境を管理することにより存続できると考えられる野生生物については、順応的な管理の方法等の検討を行うとともに、緑の回廊の設定や民有林との連携等、森林の連続性の確保に一層留意する必要がある。

生育地の縮小等により、存続が難しいと判断される植物については、必要に応じて遺伝資源を人為的に保存することも検討する必要がある。

※4：順応的な管理とは、モニタリング結果を評価し、継続的に手法を改善していくこと。PDCAサイクルによる管理でございます。

#### (4) 民有林との連携。

野生生物は民有林、国有林の区別なく生育・生息しているため、民有林と国有林が連携し、一体として森林生態系の保全を行うことでより良い対応が可能となるケースがある。一例として、九州森林管理局管内の奄美大島では、国有林が民有林の中に点在しており、国有林の多くが保護林となっていることから、民有林と国有林が連携した森林生態系の保全策を模索している。

このようなケースへの対応として、今後は保護林の管理に民有林と連携する考え方を導入することが望ましい。

具体的には、民有林を考慮した保護林の配置の検討、協定による管理水準の同一化、モニタリングの統一的な実施、共同による人材育成等が考えられる。

また、配置や管理水準に関連して、連たんする民有林の管理水準向上を条件に、分散していく国有林を一体のものとして取扱い、合算した国有林の面積を保護林における面積要件の判断基準とする取扱いの導入が望ましい。

## 2、保護林の管理手法に関する提言。

### (1) 管理体制の再構築に向けた取組。

ア、専門的な知見を活用した簡素で効率的な管理体制。

現在の保護林制度では、森林生態系保護地域及び森林生物遺伝資源保存林を設定しようとする場合に、保護林ごとに委員会を設置し、専門家の意見を反映することとなっている

が、設定後については特段の規定がないこと、他の保護林については、そもそも委員会等の前置を求めているといった課題がある。また、緑の回廊等を含めて委員会等が多くなり、複雑な検討体制となっている場合や異なる委員会の間で類似の検討を行っている場合がある。

全ての保護林で専門的な知見を活用し、順応的な管理を実践するためには、モニタリング結果を共有し科学的な知見に基づき対応策を検討する場が不可欠である。

このため、森林管理局が保護林の設定及び管理を行うに当たり、複雑化している各種委員会を整理・統合しつつ、すべての保護林を対象に、自然環境に関する専門家や地域関係者による委員会を設置し意見を聞くなど、管理体制を再構築することが望ましい。

イ、国際基準への位置付け。

IUCN（国際自然保護連合：International Union for Conservation of Nature and Natural Resources）では、管理の目的に応じて保護地域を6つのカテゴリーに分類している。

我が国においても、全ての保護林をIUCNカテゴリーのいずれかに分類し、世界保護地域データベース（WDPA：World Database on Protected Areas）に登録することにより、国際基準における保護林の位置付けを明確にすることが望ましい。

現状においては森林生態系保護地域のみIUCNカテゴリーに分類しWDPAに登録しているが、分類されたカテゴリーは必ずしも個々の森林生態系保護地域の管理の目的に合致しているわけではない。

保護林区分とIUCNカテゴリーを単純に合わせるのではなく、対象とする保護林の管理のあり方を国際基準に照らして位置付けることが重要であることから、森林管理局レベルで、管理の目的や地域社会との関わり方等を踏まえて、一定の基準の下でカテゴリーを決める仕組みとする必要がある。

ウ、モニタリング。

現在の保護林制度では、大きさや対象が様々な保護林であっても、モニタリング方法は画一的なものとなっている。

モニタリングは順応的な管理には不可欠であり、人為による管理を行う場合には一層重要性を増すことになる。

このため、モニタリングの内容や実施の間隔について、モニタリングを実施する保護林の実態に即した効果的・効率的なものとなるよう見直すとともに、モニタリング結果を共

有し、科学的な知見に基づき対応策を検討できる体制を整備することが望ましい。

エ、人材育成。

復元など保護林における生物多様性を向上させる順応的な管理には、生態学等の知見が求められる。

このため、生物多様性に関する知見を蓄積・活用することができる国有林職員の人材育成を一層行うことが望ましい。

(2) その他。

ア、国民に対する丁寧な説明。

温帯性針葉樹林等の復元や草地・湿地の保全等、人為による積極的な管理において保護林内での伐採等が行われ、また、その効果が直ちに発現しないこと等により、国民に理解されず、自然破壊との誤解を招く恐れがある。

このため、人為的な関与の目的、計画、内容等について、科学的な根拠を提示するなど、国民に対する丁寧な説明が重要である。

イ、他省庁との連携。

保護林管理のため、他省庁（地方機関）と情報や意見を交換するなど、他省庁との連携を推進することが望ましい。

本文は以上でございます。

次の参考1につきましては、前回資料と変更点はございませんので、説明は省略させていただきます。

参考2につきましては、保護林制度に関する有識者会議の構成、開催状況について簡単に付記してございます。

説明は以上でございます。

○米田座長 事務局から報告案についてのご説明をいただきました。

大きな括りで1と2に分かれているわけですが、最初に1、保護林制度に関する提言に関してご意見を賜りたいと思います。

(1) から (4) までありますが、まず、大きな柱として抜けているところがあれば伺いたいと思います。なければこの順序で進めていきたいと思いますが、(1) から (4) までの柱だけでよかったですでしょうか。

——では、特にこれで欠けているものはないと判断していただきましたので、最初に「はじめに」の文章について、これでよいでしょうか。何か修正点がありましたら。この

原案で問題はないでしょうかね。

特にないと判断しまして、次に（１）保護林区分の再構築の書きぶり、内容についてご意見ありましたら伺いたいと思います。

○土屋委員 意見ではなくて、素人として質問なんですけど、１ページの（１）、２段落目の３行目の一番最後に「原始的な」という言葉が使われています。この「原始的な」という言葉は我々は普通に使うんですけども、例えば生態学的に言って、もしくは保護のほうから言ってこれでいいのか、ちょっと確認したいということです。いわゆる「原生林」といった言葉を使うことに対して、注釈がつく場合があると思うので——これは委員の皆さんにお聞きするべきですかね。

もう一つ、これは本当に素人なのでわからないことで、このページの下から４行目に「草地・設置・高山帯・岩石等」とあるんですが、岩石というと素人的には、岩石ですよ。これは「岩石地」等ではなくて「岩石」なんですか。

○宮下委員 今の「岩石」のところは私も言おうと思っていたんですが、これは絶対おかしいですね。他は生態系であったり生物の生育・生息地なんですけれども、岩石は環境を構成する一つの要素にすぎないわけですから、「岩石地」とか「露岩地」といった言葉、「岩石地」という言葉があるかどうかわかりませんが、そういう用語を探して。これは明らかにおかしいですね。

○米田座長 この点は最初の段階で私も気になっていたんですけども、前の文章が「岩石」なんですね。これのオリジナルに当たるところの書きぶりが。それを踏まえられたのかなということなんですけれども、確かに並びとして、岩石そのものではちょっと馴染まないかなというところがありますので、その辺、事務局のお考えをお聞きます。

○石澤国有林野生態系保全室長 「岩石地」でございますので、「地」を加えさせていただければと思います。

○土屋委員 そうしたら、２ページの注釈２のところもそうですね。

○石澤国有林野生態系保全室長 おっしゃるとおりです。変更させていただきます。

○米田座長 最初の「原始的な森林」という表現ですけども、私の考えを申し上げますと、別にきめ細かい定義はないんですが、要するに、人間の手の加わっていない、いわゆる潜在自然植生という言い方もしますが、そこの気候、風土で人間がいじっていない元の形、そういう言葉でここでは使っておられるであろうと思うんですね。特にこの段階で問題はないのかなと私自身は思うんですが。

○横山委員 私もこの「原生的な」というのは、今、座長がおっしゃったように、いわゆる「原生林」と定義されたものではなくて、一般名称というか、これまでの林野庁のいろいろの文書の中で「原生的」「的」という言葉がたくさん出てくるので、その一般名称としての原生的な状態と読みました。

それとほぼ同じようなことなんですけれども、①は「原生的」、②は「地域固有」、③は「希少な」、こういう言ってみれば一般名称化しているような言葉で区別するのは、この文章としてはいいと思いますけれども、これを一体どういう意味合いというか、定義で使っているのかといったことを明確にされることを事務局に要望します。

局の段階で、恐らくこれから①に該当するのはどこかとか、そういうふうに再編成していかれるんだと思いますけれども、そのときに、例えば②の中に③が含まれることは普通にあることですが、そういうときにあえて③を独立させるほど、何というか、②の「固有」という言葉をすごく厳密に考えると③は必要になってくるわけですし、①②③の区別を明確につけるとともに、あるところは自由度もつくっておく、多分こういう言葉の意味合いで決まるんだと思うので、そこの整理というか、今こうやってさらっと一言で書いてあるところが一体何を意味するのか、その説明文章を用意することをお願いしたいと思います。

○米田座長 恐らく事務局ではこれから具体化に当たって、「こういうもの」というのが頭の中ではもうブレインストーミングされていると思いますので、例えば①であれば生態系保全地域というのは非常に広い広がりです、例えば大面積の都道府県等の、あるいはまたがった形の大きなものもあり得るでしょうし、②は面積的にはもう少し小さいものかなというように、何か「こういうイメージ」「今の段階ではこのように捉えている」というものがありましたら、ご紹介いただくとありがたいんですが。

○石澤国有林野生態系保全室長 この①②③、これまでの議論の中でも具体的に腹案があったらということでお話しさせていただいた部分でございますけれども、①は、言ってみれば今の森林生態系保護地域でございます、大きくこれと範囲を変え、あるいは定義を変えることは多分ないだろうと考えております。

②でございますが、課題にもありましたように森林生物遺伝資源保存林、これはスケールが森林生態系保護地域と同じということで、非常に違いがわかりづらい部分がございますので、地域のローカルスポットを包含した、森林生態系保護地域まではいかないけれども比較的大き目の保護林を想定しております。

そして③につきましては、例えばその地域での北限だったり、あるいはレッドリストに載っている動植物だったり、特徴的な野生生物の生育、個体群を残すという形で、大きき的には、誤解を恐れずざくっと言えば大中小というイメージと、生態系に着目したものと個体群に着目したものという形で3つに整理していければと思っております。

また、これを具体的に通知のほうで細かに要領をつくりまして、その設定の考え方については今後また検討いたしまして、ガイドラインあるいはQ&Aという形で組織の中で共有化していきたいと思っております。

○米田座長 横山委員、よろしいでしょうか。

○横山委員 わかりました。

○米田座長 今のご説明では、面積的な大中小ということと、いわゆる対象となる質の掛け算になりまして、ちょっと簡単には言えないんだろと思いますが、これからその辺をすり合わせながら区分していくということだろうと思っております。

他に。

では、私から1つ。

小さい保護林がたくさんあるわけですが、そういうものは施業上で対応していくというお話が先ほどの説明でも、これまでもあったんですが、その辺の扱いが、いわゆる切られてしまったものをどうするかというのもきちっとフォローできるような仕組みがないと、これが生きてこないのではないかと思いますので、そのフォローアップのあたりも実際に決めるに当たっては十分留意してほしいと思っております。

○田中委員 この報告そのものに関してではなくて、今の座長のご発言に関連してですが、こういう再構築とか見直ししたときの連続性というか、過去の経緯が消えてしまうことが国有林のいろいろなシステムに多いので、やはり保護林に関しても、今回の見直しでどのようなつながりでこの新しいカテゴリーにおさまったのかというあたりが見えるような形で、ぜひ残していただきたいと思います。それは今後、制度自体また見直されることもあると思うんですが、そういうときに非常に大きな参考にもなると思うので、これは手続論というか、今後そういうふうな形で進めていただければというコメントです。

○米田座長 恐らくこれから、これを長官に提出した後、具体化に当たってはしっかりと、本庁内または地方との間で連絡しながらその辺のことが議論になってくるだろうと思しますので、そこにも十分気を配りながら進めていってほしいということだと思います。

大住委員、よろしいですか。

○大住委員 はい。

○米田座長 では、またありましたら後で戻っても結構ですので、(2)復元の考え方の導入に進みたいと思います。

前は木曾ヒノキの針葉樹が前に出ていたんですけども、少し文体を変えていただきました。この点に関して、何かご意見がありましたら伺いたいと思います。

○横山委員 これは質問ですけども、前のところで保護林を再編成して、基本的に3区分ということで、その区分のときは価値の対象とか、あるいは種類で区分していくスタイルだと思うんですけども、この復元という……、保護林の何かの種別に「復元地域」みたいな言葉を使っていこうと考えられているのか、あるいは目の自然環境を維持する、つまり現状の森林が発達していくことを自然の力に委ねて発達していってもらうという保護林と、それから修復したり復元ができたり、将来目標植生になったり、あるいはなっていく軌道に乗った姿を保全していく、そういう組成とか発達度とか、あるいは外来種が全部除去された状態とか、そういう作業した結果が保護林のねらいである、その2つの区分のようなものを、例えば森林生態系保護地域で目の自然環境の維持タイプと、それから修復・復元で将来目標植生をつくっていくタイプに分けるのか、そこはこれからの検討だとは思いますが、基本的にどちらを考えられているのか教えていただけますか。

○石澤国有林野生生態系保全室長 名称も含めまして、どういう形でいくのかはこれから検討していかなければならないと思っております。

基本的には、木曾での例を考えますと、まずは目標を定めた区域をつくって、それを保護林という形にした上で復元を図っていくというスタイルになろうかと思っております。その保護林について「復元タイプ」等の名前をつけるかどうか、これはまた検討する必要がありますけれども、できるだけその辺はシンプルにした上で、森そのものはモニタリングした報告書を随時重ねていくわけでございますので、その保護林が復元タイプかそうでないかは当然モニタリングですとか様々なもので把握できるわけでございますので、その辺と実務的な観点との兼ね合いを考えながら、名称についても今後、詰めていければと思っております。

○横山委員 よくわかりました。

その検討は十分専門家の方々との相談の中でやっていただきたいと思っておりますし、それから、私が頭の中で知っている森林生態系保護地域を考えると、基本的に現状で自然に委ねておけばどんどん発達していい形になっていくであろうというところと、やはり積極的に

手を打っていかない限りどんどん劣化していくところと、区分しようと思えば2区分にできるわけですね。そのときに、森林生態系保護地域のAタイプとBタイプのようにシンプルに分けていただくと私は期待しております。

○米田座長 やはりこの復元というのは、あくまでも自然の力で復元するというので、人間は少しそれに介添えしてやる、そういう意味であろうということです。

今の横山委員のご指摘の一つのポイントは、その地域をどのように明確化するかというあたりもきちっと、わかりやすくしてほしい、そういうことだと思います。

他に何か。

○土屋委員 今度は完全に文章の問題というか、これでいいのかなというところがあるんですが、2ページから3ページにかけて「なお、復元により蓄積される森林施業の技術は貴重な知見となるため、民有林における多様な森林づくりにも普及し、地域の振興に寄与することになると考えられる」言っていることは全く問題ないと思うんですけども、「地域の振興に寄与することになる」というのはすごく断定的で、普及まではこっちがやるんだからいいとして、地域の振興に本当に寄与するかどうかは……。何かこれは「寄与することが期待される」とか、そのような……。

○石澤国有林野生生態系保全室長 そうですね、「資する」とか。

○土屋委員 可能性としてそういうことがあるということなので、何かちょっと断定的過ぎませんかという気がします。

○石澤国有林野生生態系保全室長 確かに必ず寄与するかどうかは……。これは技術であったり地域次第という部分もありますので、我々だけの問題ではないというのはおっしゃるとおりだと思いますので、検討したいと思います。

○横山委員 「寄与させるよう努める」とか、そんな感じじゃないですか。

○石澤国有林野生生態系保全室長 はい。

○米田座長 今、幾つかいいアイデアをいただきましたので、少し検討してください。

当面は、いわゆる予算的なこともあるので温帯性針葉樹林、特に木曾ヒノキ等の修復がはっきりと打ち出されているわけですが、温帯性針葉樹林は木曾地域、確かにあそこは地域的にも気候的にも非常におもしろいところで、特異なところの1つだと思うんですが、それ以外に、例えばチョウセンゴヨウとか幾つか局によってはあるかと思うんですが、今の段階で同時的に対応するという事ではないと思いますが、ぜひともこういうことで、こういう限定された地域の話ではなくて、さらに大きく展開していくように進めて

いただけたらありがたいと考えております。

○横山委員 もう一つ、言葉使いの問題なんですけれども、復元の考え方の導入の2段落目「復元に当たっては、」の次に「目標林型」という言葉が出てきまして、これは林野庁の方はよく使われるんですけれども、保護林において目標としていくのは、やはり固有な生物群集であり、「目標林型」というのは何か高木中心主義のようなものを私は感じる言葉なんです。なので、「目標林型」と言われても習慣上、生物群集とか、あるいは植物群落みたいな生態学的な単位と同義なのであればこれでよいのですが、「目標林型を明確にする」という言い回しが「将来的に望むべき生物群集を明確にする」ということと同じなのか、違うのかがちょっと気になる言葉です。

○石澤国有林野生態系保全室長 これは、例えばチッコウリンの単層林を目標林型とか、そういう林業的なイメージではなくて、横山委員おっしゃったように、今後、導き出していこうという生態的な群集をどうするかを明確にして取り組みましょうということで、木曾でもその辺、将来的にも、台湾の大きなタイワンヒノキがあるような混交林を——ではないかで、そうなるかというのをモニタリングしながら長期間見ていこうというような、そういう明確な考え方という意味で記述させていただいているところでございます。

○宮下委員 非常に細かな言葉の表現なんですけど、2ページの下から2段落目の「天然更新が困難な温帯性針葉樹林を最優先とすべきである」この文言を読むと温帯性針葉樹林が全て天然更新が困難だと見えますよね。ですが、これは実際は「天然更新が困難となっている」なのかなと私は解釈したんですが、どちらでしょうか。

○石澤国有林野生態系保全室長 はい、「なっている」という意味で、アカマツ等は光環境さえよければパコパコ生えてきますので。おっしゃるとおりです。

○米田座長 そうですね。そのところは「天然更新が困難となっている温帯性針葉樹林」と修正していただきたいと思います。

○大住委員 今の天然更新のところを蒸し返すようなんですけれども、確かに私も木曾にかかわりながら常々考えてきたんですけれども、木曾を保全しようという目的からすると、天然更新がうまくいっているかどうかは主たる目的ではなくて、生態系として断片化してしまうというか、その持続が難しくなっていることが問題なので、余りここで天然更新、そもそも「天然更新」云々という言葉が適切なかどうか、今ここまで来て初めて気がついたんですけれども、そう感じています。

むしろ「生態系としての持続が困難になりつつある」ということのほうが、私の感覚と

してはすっきりする気がします。

○米田座長 なるほど。天然更新だって、歪められた形での天然更新であったら困るわけですからね。

大住委員のお考えとしては、「天然更新」という言葉ではなくて「生態系の……

○大住委員 「生態系としての持続が困難な」と。

○米田座長 でも、「生態系」自体も前に言葉が要るわけですよ。本来のか……、みんな今でも生態系は維持されているわけですから。

——わかりました。中身としては、本来の生態系としての維持が困難であるという意味で修正したらどうかというご意見ですので、もし事務局でその修正は困るということになれば、表現については検討していただくということで対応したいと思います。よろしいでしょうか。

そうしましたら、大住委員のご意見を受けまして、今のような形で事務局預かりとさせていただきます。

他に何かありましたら。

では、先に進みたいと思います。またありましたら戻っていただいても結構です。

(3) 気候変動など新たな脅威への対応ですが、ご意見ありましたらお願いいたします。私から口火を切らせていただきたいと思います。

最初の段落の上から4行目の「高山帯や亜高山帯などのごく限られた環境」という言葉なんです。まず、高山帯には樹木はないわけで、ハイマツはありますが、ここで言う植物というのが草本も含めておればいいんですが。亜高山帯は問題ないと思うんですけども、この前のもの、原本には「高山帯」という言葉が出ていたので多分それを踏襲されているのかなと思いますけれども、これであれば、例えばブナ帯などは入らなくなってしまふような感じも……。上がなくて比較的低い山で上にちょっとブナ林が残っている。筑波山もそうだと思いますけれども、そういう所の森林をどうするか、該当しないなという感じがするんですけども。

ですから「高標高地帯」とか何かのほうがいいのかなと直感的に思ったんですけども、いかがでしょうか。このままで特に問題ないですかね。確かに「ごく限られた環境」というのを受けるには高山帯、亜高山帯というのは非常にわかりやすいんですけども、いわゆる高地、高い山でブナ帯でも幾つかあると思いますが、そういうところのことも含めた表現にしたほうがいいのではないかと少し感じましたけれども。

「など」という言葉が入っているから別にこれでいいのではないかという理解であれば、こだわっているわけではないんですが、これでよろしいですかね。

○田中委員 ロジカルには座長のおっしゃるとおりだと思いますけれども、どうでしょうね。「など」というのがついているから、読めるかなという気もします。

○米田座長 わかりました。意味は多分、私が言ったようなこともこの中で読みとれると思いますので、「など」という言葉がついていますので、了解しました。修正の意見は撤回します。

他に。

○宮下委員 2段落目、ここで結構高度なことを言っているのかなと思うんですが、「緑の回廊の設定や民有林との連携等、森林の連続性の確保に一層留意する」これ、なぜこれに留意するのか多くの人にわかりますかね。私の理解では、これは要するに、気候変動に伴って生き物の分布を広げることが可能にするためにという意図ですよ。

これは割合専門的な気がするのですが、何かそういうあれがないとしっかり理解できない人も多いのではないかと思います。

○米田座長 そうですね。例えば「分布域確保を目的として」とか、そういう言葉があってもいいかもわかりませんね。

○宮下委員 そうですね、一言あっても。

○米田座長 「分布域を確保するために、緑の回廊」云々というつながりがあってもいいかと思います。

今のご意見も、預かりにさせていただいて検討するというところで、対応させていただきたいと思います。

○横山委員 それに加えてもう一つお願いしていいですか。

この(3)は気候変動のことを例示されている、新たな脅威というのは気候変動だけではないとは思いますが、気候変動については、やはりこの保護林が適応策の中核地域になるんだという意味合いと、「適応策」という言葉を入れていただく検討をされてはいかがかと思うんですね。

○米田座長 どうでしょうか。気候変動に対応する適応策としてという、一つの取組として、その点を明確にするということですよ。

○横山委員 緑の回廊だとか民有林との連携というところに、ということです。

○米田座長 なるほど。

了解しました。これも含めて、宮下委員のご意見も踏まえて検討させていただきたいと思えます。

○大住委員 気候変動などの「など」の部分なんですけど、例えば里山の生物多様性保全的なものもここに入ってくると考えてよろしいんですか。

といいますのは、1の(1)の効果的な再構築の区分の中に①②③とありまして、①と②はかなり天然林的、原生的なものを対象にしていると思うんですが、③の「希少な野生生物の生育・生息に必要となる……」このように「希少な」と個体群レベルになると実は結構、国有林で今、保護林になっているものでも、どちらかという二次的な攪乱の中で生き残ってきているものがかなり出てくると思うんですが、そのとき、この前、豊橋市の方ですか、葦毛湿原の話がありましたけれども、やはりある程度そういうものに対しての環境を管理することも必要なことが多くなってくると思うんですけれども、それは(3)気候変動などの「など」に入っていると考えてよろしいでしょうか。

○米田座長 いかがですか。それは(2)のほうに入るかなと思いますけれども、事務局からお願いします。

○石澤国有林野生生態系保全室長 今の里山等の考え方は、先ほど大住委員おっしゃったように③の中で読んでいこうかという考え方と同時に、また(2)の復元ということで、継続的な攪乱というものを。

ただ、今まであった里山を全部やるわけにはいかないんで、それは当然③「希少な」というキーワードの中で考えていくことになるかと思ひまして、この「気候変動など」の「など」は外来種を想定しているんですが、では外来種にどうするんだということはここには直接は書いていませんけれども、そういった脅威に対して考えるという意味合いは含めた形になっていると思ひます。

○米田座長 他によろしいですか。

では、先に進みたいと思ひます。

(4) 民有林との連携ですが、ここに関して何かご意見、抜けている観点はないのかというあたりですが、いかがでしょうか。

○大住委員 なかなか具体的に詰めにくい話だと思うんですけども、一応民有林を考慮した保護林の配置の検討の先に、協定による管理水準の同一化とかモニタリングの統一的な実施、共同による人材育成という場合も、民有林の協働する相手というのは具体的にどういうところが想定されるんでしょうか。本当に個別の山の持ち主がここで行動に出ると

はなかなか思えないものですから、それは自治体とかそういうものが肩代わりするのか、あるいはNGOとかNPOみたいなものを考えているのか、その辺についてお聞かせ願えればと思います。

○石澤国有林野生態系保全室長 これは奄美大島と同様、やはり市町村有林が多分、中心になってくると思います。非常に小面積の私有林でも、もちろん所有者の方が理解を示して一緒にやるということがあれば、それはそれで協定等の手段をとれるかと思いますが、基本的にある程度の面積を確保して一緒に連携してやるとなると、奄美大島の事例のような形になるかと思っています。

○米田座長 書いていることはすばらしいことなので、これを実際に具体化していくに当たっては、今後、民有林の部局といろいろな形で連携を詰めた話になっていくかと思しますので、ぜひこの趣旨が生きるような形で具体化を進めていただきたいと思います。

他によかったでしょうか。

そうしましたら、1の(1)から(4)まで終わりましたが、今の段階で遡って聞きたいことがあれば。

○宮下委員 どこのカテゴリーに入るかちょっとご意見伺いたいんですが、シカの問題。これは生態系にとって非常に脅威になっているんですが、これは例えば(3)になるんですかね。当然民有林との連携もかかわってくるので、あと復元にもかかわるので全部かかわってくるんですが、ただ、シカは森林生態系に対するドライバーとして物すごく大きな問題になっていまして、恐らく短期的には温暖化よりはるかに重要な問題だと思うんですね。そのあたり、いかがですか。

○石澤国有林野生態系保全室長 シカの問題は本当に、保護林だけでなく全ての、林業の植栽に関しても非常に大きな影響を及ぼしている実態がございます。

とりわけここでは、確かに「気候変動など」の「など」にも入れて十分、特にモニタリングが重要ですので、モニタリングの中でシカの存在、それからシカへの対応の考え方をつくっていく必要があると思います。

○宮下委員 ここ10年か15年で顕在化した問題ですので、「新たな」というのは割合馴染みがあるとはおりましたけれども。

ありがとうございます。

○米田座長 他になければ2に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは2、保護林の管理手法に関する提言ということで、(1)管理体制の再構築に

向けた取組ですが、ア、専門的な知見を活用した簡素で効率的な管理体制の項目について、何かございましたら。

特にございませんか。

最後の段落で「複雑化している各種委員会を整理・統合しつつ、全ての保護林を対象に」云々とありますけれども、この辺、事務局のほうでもし具体的なイメージを示すことかできましたら。どういう格好で括ろうとしているのかというところですが。

○石澤国有林野生生態系保全室長 局によっては大変複雑になっていると思っております。設定委員会、これは緑の回廊の設定委員会も含めましてその場所ごとにある。それからモニタリングをチェックする委員会がある。設定委員会とモニタリングの委員会は直接の関係がない。また、管理運営委員会が世界遺産のところにあたりまして、そことモニタリング委員会と、同一の委員もいらっしゃいますけれども、情報の流通がない。それから希少種と施業を調整する委員会があるといったように、場所ごと、様々な目的ごとに委員会がありますので、これらを1つの保護林等の委員会という形で局に一本化しまして、その中で、例えば地区ごとであれば場所ごとの分科会でもあればいいですし、また、そういった委員会の中で設定やチェック、モニタリング等の結果報告等を踏まえてしっかりとそこを見ていくという形で統一化していくことが、管理する上でも重要ではないかと思っております。

○米田座長 森林管理局レベルで1つの大きな、全体が見える仕組みと、それから複数ある保護林にまたがって、地域ごとで括れるような仕組みというか、そういうものをイメージされていると伺いました。

○土屋委員 今のようなご意向をもう少しこの文章に反映させることはだめですか。

つまり今のだと、実は単一の委員会ということはここには直接は書いていないんですね。もう少し強く言うと、例えばこれは「整理・統合しつつ」というよりは「整理・統合し、」「地域関係者による単一の委員会を設置し」とやると、ほぼイメージが沸くんですが、それは避けたほうがいいんですか。

○石澤国有林野生生態系保全室長 避けるというよりは、それで大体意味は通じますし、委員会の統合ややり方について実際の局とやり取りしながら詰めていきますので、その辺は少し自由度をいただければと思っています。

○横山委員 石澤さんたちは当然おわかりの上でこう書かれているんだと思いますが、「整理・統合」と言うと減らすとか1つにするとか、かなり絞り込むイメージがあるんで

すけれども、私などが各局の委員会に求めることは、複数あってもいいんです。ただし、どの委員会とどの委員会がどういう関係にあるかが有機的につながるようにつくられていればいいんですけれども、一つ一つの委員会が独立しているというか、かかわる外部の有識者が、例えば3分の1同じ人がいて、あとは違う人たちという形で幾つか委員会があるというのはたくさんありますけれども、その間柄を今、きちんとつくっていないのではないかと思うんですね。

なので、複数あっても別にいいので、余りにも多いのはよくないし余りにも少ないのもよくないんだけど、「複数つくって、このようなことが有機的につながるような構造をつくっていくべきだ」みたいな書き方をお願いしたいと思います。

○米田座長 恐らく事務局と考えているところは余り違わないのではないかと思います、事務局から何かありますか。

○石澤国有林野生態系保全室長 座長おっしゃるとおり、考えていることは余り違わないと思っているんですけれども、整理・統合ということで、単純に1つにするわけではないとは思いますが、そこの委員会それぞれを面倒見るといいますか、実際動かしていくところが1つになれば、自動的にそういう有機的なつながりになるだろう。であるからこそ、逆に1つにしたほうがいいんだろうというのが役所としての、組織としての考えかなと思っています。

以前、横山委員もいろいろな委員会に出て、また、またという思いが非常にあるかと思えますけれども、そこを所掌する課が違ったりすると、そこでもう情報が分断される。いろいろそういう歯がゆい思いをしておりましたので、ここはやはり役所的な組織論で整理させていただいたほうが、実際問題そういうつながりが確保できるのではないかと思います。

○米田座長 キーワードは、やはり情報を有機的につないでいく、そういう仕組みをつくっていただくということだろうと思いますので、それが1つになるのがいいのか、複数がいいのかはこれからの検討によって変わってくるだろうと思います。その辺は事務局のほうも横山委員と同じような視点で捉えていると受け止めました。

他によろしいですか。

○田中委員 ちょっとずれた視点になってしまうかもしれませんが、この中で読み込んでいくしかないのかなと思う点が1点ありまして、基本的に「管理」という言葉に割と収斂してしまっているんですけれども、保護林制度をどう生かすかが大事なところかと思って

いまして、結局、保護林の位置付けが、地域の森林を管理していく中での持続的に管理するときの一つのレバランスであり、いろいろ大事な意味があるんですけども、それが今、隠れてしまっているような気がするんですよ。

隠れているというのは、皆さん知らないということもあるし、それこそ施業している人たちが保護林の存在を意識していない。この管理体制を再構築するという中には、それをもうちょっと見える形というか、意識しながら地域の森林を管理することにつないでほしいという議論をしたような気がするんですけども、明示的にここに入れてほしいということではなくて、管理体制を再構築して一元化していく、その地域の保護林については一括してみんなが見通せるような形にするというところに、その部分もぜひ取り込んでいただければという意見だけです。

○米田座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

そうしましたらイ、国際基準への位置付けに移ります。

何かご意見等ありましたら伺います。

確認事項ですけども、これは、例えば大括りに保護林を3つぐらいに括ったとしても、その一つ一つの国有林の中にもIUCNの6つのカテゴリーが、同じところに入るのではなくてそこに、大きな括りの中で管理手法が違ってくるだろう、要するに対象、何を守るかによって違ってくる。ここに具体的な管理手法を投影した形で、このカテゴリーを決めていく、そういうことになろうかと思いますが、それでよろしいですか。

だから、実質的にはこの管理というのは、このカテゴリーに乗った形で、国際基準に合致したような形で管理を進めていくということでございます。

特になければ、時間も少し押してきたかと思っておりますので、次に進みたいと思います。また後でご意見いただいても結構ですので。

ウ、モニタリングですが、何かご意見がありましたら伺いたいと思います。

○土屋委員 ここだけではなく前のところにもあるんですが、同じような言葉が出てくるんですね。モニタリングのところだと一番最後、5ページに「モニタリング結果を共有し、科学的な知見に基づき対応策を検討できる」という言葉がありまして、4ページの(1)のアにも「モニタリング結果を共有し科学的な知見に基づき対応策を検討する」とあります。これは同じ意味で使っていると思うんですけども、順応的管理にかなり近い意味として使われていると思うんですが、順応的管理については3ページの注釈4に「モニタリ

ング結果を評価し、継続的に手法を改善していく……」ということで、ちょっと違う言葉が使われていて、これは意識してこういう違いをつけられたのかを確認したいと思います。

○石澤国有林野生態系保全室長 特に意識して違いを書いたわけではないと考えています。

一般的に、順応的管理というものの定義と今回の4ページ、5ページにありますモニタリング結果を共有してやるという体制は、やり方としては同じだと思いますけれども、一般的な定義として※に書いたものと、ここではもう具体的といいますか、もう少し平易な形でどういう体制、あるいは考え方でやるということで記載いたしましたので。

4ページ、5ページは同じものです。

○米田座長 他によろしいですか。

先に進みます。

エ、人材育成についてはいかがでしょうか。

田中委員、大住委員、特に多く意見を出していただいたと思いますが、この表現でよろしいでしょうか。

○大住委員 結構だと思います。

ただ、申し上げることはいつも一緒なんですけれども、やはり温帯性針葉樹林にしても照葉樹林にしてもそうですけれども、やはり世界的な価値とか意義を持っております。意外にそこが認識されずに、日本では当たり前のものであるという管理で多分、私たちもそういう傾向があるんですけれども、そういうところがあると思いますので、世界レベルで見たときに日本の森林がどういうものであるかというところは、このエの部分もそうですし、次の国民に対する丁寧な説明もそうなんですけれども、国全体、社会全体として共有できるようところに少し力を入れていただくといいのかなと思っております。

○米田座長 恐らく事務局のほうも、そこを含めてこれから取り組んでいかれると思いますので、ご意見として承ってください。

他にございましたら。

○田中委員 ここまで積極的に書いていただいてよかったと思っていますけれども、頑張ってほしいなという感じですね、本当に。

○米田座長 引き続き協力をお願いいたしたいということが、事務局からの言葉としてあろうかと思いますが。(笑)

それでは、(2)その他に進みたいと思います。後でもう一度おさらいしますけれども。

ア、国民に対する丁寧な説明ですが、何かございましたらお願いいたします。

○松尾委員 質問とかではないんですが、私も実際この委員会の委員として参加させていただいていますが、保護林に対する知識といいますか、取り組んでいることが全くわからなくて、非常に勉強になったというのが実際のところであります。こういう方が恐らく大勢いると思うので、この丁寧な説明というのはいっばい強くお願いしたいと思うのと同時に、これだけ保護林というもので保護されている木材がいっぱいあるということのをベースにして、これは意見ではありませんが、もう少し伐採量も増やしたほうがいいのではないかなと思います。特に広葉樹の伐採の量を、これだけ保護されているということのを皆さんに知っていただけるともっと活用できるのではないかと、実は皆さんのお話を伺って感じていたところでもあります。

ぜひこの丁寧な説明、あるいはこういうふう非常に大きな、国有林としては13%近い面積を保有しているわけですから、これをもっと知ってほしいなと思っております。

○米田座長 約100万ヘクタールという大きな保護林ですので、やはり国民の支持がなければ動けないということですので、こここのところにも力点を置いた活動が必要かなと思っております。

よろしいでしょうか。

それではイ、他省庁との連携ですが、この内容でよろしいでしょうか。

特に意見が出ないようです。

一応1、2を終わりましたが、1、2を含めて「ちょっとこのところ気がついたんだけど」ということがありましたら、今の段階で伺いたいと思います。特にございませんか。

1、保護林制度に関する提言、(1)保護林区分の再構築。(2)復元の考え方の導入ですが、ここで表現にかかわって幾つか宿題といいますか、いただいたと思います。それから(3)気候変動など新たな脅威への対応。「など」には外来種とか、先ほど宮下委員から出ましたシカの問題等も含まれるということです。ここでも少し表現で宿題をいただいたと思います。(4)民有林との連携。

2、保護林の管理社報に関する提言、(1)管理体制の再構築に向けた取組というところで……

○横山委員 参考1に関してでもいいですか。

○米田座長 結構です。

○横山委員 6ページの保護林の歴史、こういう振り返りの資料がついていることは大変いいと思うんですけども、真ん中に「森林生態系保護地域の新設等を核とする」と、

「等」で処理されてしまっているんですけども、このとき、私たちのようなNGOの立場から見ると、森林生態系保護地域という保護林の種別ができたということもすごく大きなトピックスでしたけれども、もっと大きかったのは設定委員会で検討するという、保護林をだれが作るのかというところに社会とのコミュニケーションの中でつくっていくという、このガバナンスの形を変えたというのがとても大きかったんですね。

なので、森林生態系保護地域という種目をつくったことプラス、設定委員会で検討するスタイルを採用した、これは誇っていいのではないかと思います。

○米田座長 事務局から何かございましたら。

○石澤国有林野生生態系保全室長 いえ。

○米田座長 その辺のことを参考に、少し検討していただくということで。

参考資料を含めて、他に何かありましたら。

4ページに戻りますが、2の(1)のア、イ、ウ、エに関して、よろしいですか。

——特にないと判断しました。

(2) その他、ア、国民に対する丁寧な説明、イ、他省庁との連携ですが、よろしいでしょうか。

そして参考資料1ですが、今、1つ横山委員から意見がございました。

他にございませんか。

○土屋委員 今、横山委員が言われたこと、忘れていたんですが確かに非常に重要なことだと思っていて、実際に設定委員会でも、特に白神などの場合、ものすごく議論されたんですね。あれはそれまでではほぼ考えられないし、実は今でもあの議論の内容は、非常に激しく何回も何回もやったという意味では重要だったと思うんですね。それは、もしかするとこれまでの成果に入れてもいいのかなという気もするんですけども、それは…、かなり枠組みを変えてしまうからあれですか。その他の成果のあたりにでもつけ加えていただくなり何なり。

○横山委員 確かに、そうかもしれませんね。

○土屋委員 要するに意思決定の仕方が、設定委員会でかなり民主的な方法で、いわゆる専門家だけではなくて自然保護団体の方や地域の方も入られてというのは、あそこからですよね。

○米田座長 今、土屋委員からもご意見がありましたので、その辺も含めて少し検討いただくことにしたいと思います。

特になければ、一応私のほうでの司会はこれで終わるということですが、幾つか修正で宿題いただきました。今回は最後の会議ですので、座長一任ということで事務局と相談して、今のご意見を踏まえて検討させていただいて、必要であれば訂正していくといった対応にしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○米田座長 どうもありがとうございます。

それでは、以上をもちまして保護林制度等に関する有識者会議を終了します。

最後に事務局から一言ございましたら。

○黒川国有林野部長 皆さん、本当にどうもありがとうございました。

私、2回目から参加させていただきまして、その前、第1回目のときはまだ東北の森林管理局におりまして、そのときにこの検討会が始まるということで、特に東北だったので、やはり復元という新しい概念というか、取組、そういったことも検討されるということに少し関心を持っておりました。

いろいろ皆さんからご意見いただく中で、今回、このような取りまとめができましたので、私たちがぜひこういうご意見を参考にして、実際に国有林の保護林をしっかりと管理・運営できるように取り組んでいきたいと思っております。

いろいろお話ありましたけれども、これまでの成果ですとか、これについてももう少し情報発信していかなければいけないんですけれども、今のご意見を踏まえた中で、私たちが国民の期待ですとか要請にしっかり応えていけるような、そのような保護・管理をしていきたいと思っております。

もう一つ、これは国有林野部長として、やはり人材育成とか、また情報の発信、これは国民への丁寧な説明ということですが、丁寧な説明も当然ながら、やはりもう少し積極的に、しっかりこの役割を果たしているということも情報発信していきたいと思っておりますので、引き続き皆様方のご指導をよろしくお願ひしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○高塚経営企画課課長補佐 委員の皆様、本日は長時間にわたりまして本会議に出席いただき、まことにありがとうございました。

座長におかれましては長時間の議事進行、どうもありがとうございました。

これをもちまして保護林制度等に関する有識者会議を終了いたします。

午後5時33分 閉会